

鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業 実施方針の公表について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)」第 5 条第 3 項の規定に準じ、鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業 実施方針について公表します。

令和 3 年 8 月 10 日

鯖江広域衛生施設組合
管理者 佐々木 勝久

鯖江広域衛生施設組合
新ごみ焼却施設等整備・運営事業

実施方針

令和3年8月10日

鯖江広域衛生施設組合

鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業 実施方針

目 次

| | |
|---|----|
| 第1章 用語の定義 | 1 |
| 第2章 事業内容に関する事項 | 4 |
| 第3章 事業者の募集及び選定に関する事項 | 9 |
| 第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 | 17 |
| 第5章 公共施設の立地及び規模に関する事項 | 18 |
| 第6章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項 | 19 |
| 第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 | 20 |
| 第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 | 21 |
| 第9章 その他事業の実施に関し必要な事項 | 22 |

第1章 用語の定義

| No | 用語 | 定義 |
|----|--------------|--|
| 1 | 運営業務 | 本事業のうち、本施設の運営（運転、点検管理、補修・更新工事及び用役管理等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。 |
| 2 | 運営業務委託契約 | 本組合と運営事業者が締結する鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業運営業務委託契約書に基づく契約をいう。 |
| 3 | 運営業務委託契約書（案） | 入札公告時に公表する「鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業運営業務委託契約書（案）」をいう。 |
| 4 | 運営事業者 | 落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設の運営業務を目的とする特別目的会社（S P C : Special Purpose Company）であり、本施設の運営業務を担当する者をいう。 |
| 5 | 基本協定 | 本事業開始のための基本的事項に関し、本組合と落札者が締結する鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業基本協定書に基づく協定をいう。 |
| 6 | 基本協定書（案） | 入札公告時に公表する「鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業基本協定書（案）」をいう。 |
| 7 | 基本契約 | 本事業の実施に際し、本組合と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。 |
| 8 | 基本契約書（案） | 入札公告時に公表する「鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業基本契約書（案）」をいう。 |
| 9 | 協力企業 | 構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・施工業務及び運営業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。 |
| 10 | 建設工事請負契約 | 本組合と建設事業者が締結する鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業建設工事請負契約書に基づく契約をいう。 |
| 11 | 建設工事請負契約書（案） | 入札公告時に公表する「鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業建設工事請負契約書（案）」をいう。 |
| 12 | 建設事業者 | 本事業において、設計・施工業務を担当する者をいう。 |
| 13 | 構成員 | 構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。 |
| 14 | 構成企業 | 構成員と協力企業の総称をいう。 |
| 15 | 事業契約 | 本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約を総称して又は個別にいう。 |
| 16 | 事業者 | 構成員、協力企業及び運営事業者を総称していう。 |
| 17 | 焼却施設 | 本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、粗大ごみ処理施設からの破碎可燃物及び粗大ごみ処理からの破碎不燃物等を焼却処理する施設を総称していう。 |

| No | 用語 | 定義 |
|----|----------|--|
| 18 | 処理対象物 | 鯖江市内及び越前町内から排出され、本組合、鯖江市、越前町、委託業者、許可業者、排出事業者、鯖江市民又は越前町民が本施設に搬入する搬入物並びに下水汚泥を総称して又は個別にいう。 |
| 19 | 設計・施工業務 | 本事業のうち、本施設の設計・施工に係る業務をいう。 |
| 20 | 粗大ごみ処理施設 | 本施設を構成する施設のうち、不燃ごみ及び粗大ごみを破碎、選別、一時保管するための破碎設備、保管設備を有する施設を総称している。 |
| 21 | 代表企業 | 入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。 |
| 22 | 特定事業 | PFI 法等に準じて実施することにより、事業期間を通じた本組合の財政負担の縮減を期待できる場合又は本組合の財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上を期待できる場合の事業をいう。 |
| 23 | 入札参加希望者 | 本事業の入札に参加を希望する参加資格審査通過前の単独企業又は企業グループをいう。 |
| 24 | 入札参加者 | 本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。 |
| 25 | 入札説明書 | 入札公告時に公表する「鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業入札説明書」をいう。 |
| 26 | 入札説明書等 | 本組合が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。 |
| 27 | 本組合 | 鯖江広域衛生施設組合をいう。 |
| 28 | 本事業 | 本組合が実施する鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業をいう。 |
| 29 | 本施設 | 本事業において設計・施工され、運営される新ごみ焼却施設等（焼却施設、粗大ごみ処理施設及び下水汚泥処理施設）をいい、建築物、プラント設備及び構内道路等の外構の全てを総称している。 |
| 30 | 本実施方針 | 「鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業実施方針」をいう。 |
| 31 | 要求水準書 | 入札公告時に公表する「鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業要求水準書」をいう。 |
| 32 | 様式集 | 入札公告時に公表する「鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業様式集」をいう。 |
| 33 | 落札者 | 入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。 |
| 34 | 落札者決定基準書 | 入札公告時に公表する「鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業落札者決定基準書」をいう。 |
| 35 | PFI 法 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。 |

| No | 用語 | 定義 |
|----|--------|---|
| 36 | PFI 法等 | PFI 法、PFI 法に基づく「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及びガイドライン（PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン、PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン、VFM（Value For Money）に関するガイドライン、契約に関するガイドライン－PFI 事業契約における留意事項について－、モニタリングに関するガイドライン、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン）を総称して又は個別にいう。 |

第2章 事業内容に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

鯖江広域衛生施設組合 管理者 佐々木 勝久

(4) 事業予定地

福井県鯖江市西番町第15号11番地

(5) 事業の目的

本組合は、昭和61年4月に鯖江クリーンセンター（ごみ焼却施設）、平成3年4月に汚泥処理施設、平成5年4月に粗大ごみ処理施設を稼働し、現在に至るまでの間、構成市町より発生するごみ及び下水汚泥を適正に処理してきたが、どの施設においても稼働開始から25年以上が経過しており、経年的な老朽化が進行している状況にある。

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である新ごみ処理施設等の効率的かつ効果的な設計・施工及び運営を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会を構築するためのエネルギー回収を進めることを目的とする。

(6) 事業の内容

ア 事業方式

本事業は、本施設の設計・施工及び運営に係る業務を事業者が一括して行うD B O (Design : 設計、Build : 施工、Operate : 運営) 方式により実施する。

本組合は本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（構成員の出資により、本事業の運営業務の実施のみを目的として出資・設立される特別目的会社、以下、「運営事業者」という。）が、本組合の所有となる本施設の設計・施工業務、運営業務に係る本事業を一括して行うものとする（本事業の事業スキーム例については別紙1を参照のこと。）。

なお、本施設の設計・施工業務については、廃棄物処理施設整備交付金及び社会資本整備総合交付金の対象事業として実施する予定である。

イ 契約の形態

本組合は、本事業開始のための基本的事項に関し、基本協定を落札者と締結する。

本組合は、基本協定に基づき、本事業の設計・施工業務及び運営業務を一括で行わせるため、基本契約を事業者と締結する。また、本組合は、基本契約に基づき、事業者のうち建設事業者と建設工事請負契約を、運営事業者と運営業務委託契約を締結する。

以下、基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約の3つの契約をまとめて「事業契約」（本事業の事業スキームは、別紙1を参照のこと。）という。

ウ 事業期間

事業期間は、以下のとおりである。

| | |
|----------|------------------------|
| 事業期間 | 事業契約締結日から令和28年3月31日まで |
| 設計・施工期間 | 事業契約締結日から令和8年3月31日まで |
| 運営期間 | 令和8年4月1日から令和28年3月31日まで |
| (運営準備期間) | 事業契約締結日から令和8年3月31日まで |

エ 事業スケジュール（予定）

| | |
|------------------|------------|
| (a) 実施方針の公表 | 令和3年8月10日 |
| (b) 特定事業の選定・公表 | 令和3年9月下旬 |
| (c) 入札公告 | 令和3年10月中旬 |
| (d) 提案書提出 | 令和4年3月上旬 |
| (e) 落札者の決定 | 令和4年6月上旬 |
| (f) 基本協定の締結 | 令和4年6月中旬 |
| (g) 仮契約の締結 | 令和4年7月下旬 |
| (h) 事業契約の締結 | 令和4年8月下旬 |
| (i) 設計・施工着手 | 令和4年9月上旬 |
| (j) 本施設の竣工及び引き渡し | 令和8年3月末 |
| (k) 供用開始 | 令和8年4月1日 |
| (l) 事業契約満了 | 令和28年3月31日 |

オ 事業者が行う業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。

なお、事業者は、事業期間を通じ、本組合が行う廃棄物処理施設整備交付金及び社会資本整備総合交付金の申請や行政手続等に対して協力するものとする。

(a) 設計・施工業務

- ① 建設事業者は、本組合と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。
- ② 施工については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、プラント設備工事（機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事）、及びその他関連工事を行う。
- ③ 工事範囲の詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。
- ④ 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、

建築確認等の関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

(b) 運営業務

- ① 運営事業者は、本組合と締結する運営業務委託契約に基づき、処理対象物を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本施設の運営業務として受付管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、余熱利用管理業務、搬出管理業務、情報管理業務及びその他業務等を行う。
- ② 運営事業者は、処理対象物の受入及び計量を行うとともに、直接搬入に係る許可業者、排出事業者、鯖江市民又は越前町民が搬入する処理対象物については、本組合の規定に即した処理手数料の收受を代行するものとする。なお、処理手数料は、本組合の収入とする。
- ③ 運営事業者は、焼却施設を運転することによって発生する余熱を利用して発電等を行い、本施設内で有効利用するとともに、余剰電力を第三者に販売するものとする。余剰電力に係る収入については、本組合の収入とする。なお、計画以上の売電収入があった場合には、その一部をインセンティブフィとして運営事業者に還元する予定である。詳細は、入札説明書等に明記する。
- ④ 運営事業者は、本施設の運転に伴い発生した飛灰及び不燃物を施設内に適正に貯留した後、本組合に引き渡す。なお、その際、運営事業者は積込までの範囲を担うものとする。
- ⑤ 運営事業者は、本施設から発生した資源化物を施設内に適正に貯留した後、本組合に引き渡す。その際、運営事業者は積込までの範囲を担うものとする。なお、資源化物の売却代金は、本組合の収入とする。
- ⑥ 運営事業者は、粗大ごみ処理施設から発生した破碎可燃物及び破碎不燃物を焼却施設に搬送し、焼却処理するものとする。
- ⑦ 運営事業者は、周辺住民からの意見や苦情について、本組合と連携して適切な対応を行う。
- ⑧ 運営事業者は本施設の見学者対応等について、適切な対応を行う。また、本組合が行う本施設の見学者対応に対し、本組合の要請に応じて積極的な支援を行う。

カ 本組合が行う業務範囲

本組合が行う主な業務は、次のとおりとする。

(a) 用地の準備

本組合は、本事業を実施するための用地を確保する。

(b) 生活環境影響調査の実施

本組合は、本施設に係る生活環境影響調査を実施する。

(「生活環境影響調査書」は、令和4年4月頃を目処に縦覧手続きを予定している。)

(c) 処理対象物の搬入

本組合、鯖江市及び越前町は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物を搬入する。

(d) 飛灰及び不燃物の処分等

本組合は、運営事業者から埋立処分に係る判定基準に適合した飛灰及び不燃物を受け取り、本組合が指定する最終処分場に運搬し、最終処分を行う。

(e) 資源化物の資源化

本組合は、本施設において、運営事業者から資源化物を受け取り、民間の資源化事業者にて運搬し、資源化を行う。

(f) 本事業のモニタリング

本組合は、設計・施工業務及び運営業務の各段階において実施状況の監視を行う。

(g) 住民への対応

本組合は、周辺住民からの意見や苦情について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。

(h) 施設見学者への対応

本組合は、行政視察等の対応を行う。

(i) 対価の支払い

本組合は、鯖江市財務規則（昭和 39 年 4 月 10 日規則第 4 号）に基づき、設計・施工業務に係る対価（建設費）を建設事業者に、運営業務に係る対価（運営業務委託料）を運営事業者に支払う。

(j) 本事業に必要な手続き

本組合は、本事業を実施する上で必要な廃棄物処理施設整備交付金及び社会資本整備総合交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続き等の各種手続きを行う。

キ 事業者の収入

(a) 本組合が支払う対価

① 本事業の設計・施工業務に係る対価

本組合は、本事業の設計・施工業務に係る対価について、建設事業者に支払う。

② 本事業の運営業務に係る対価

本組合は、本事業の運営業務に係る対価について、固定費用と変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動。）の構成で、運営事業者に支払う。なお、物価変動に基づき年 1 回見直しのための確認を行い、必要に応じて委託料の改定を行う。

ク 雇用等への配慮

(a) 雇用については、地元人材の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。なお、地元とは、鯖江市内及び越前町内をいう。

(b) 下請人等を選定する際は、鯖江市内又は越前町内に本社又は本店を有する者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主たる営業所を含む。）（以下「地元企業」という。）を優先し活用するよう努めること。ただし、工事の性質等により地元企業に発注することが適当でない場合は、鯖江市内又は越前町内に営業所を有する業者を優先し活用するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

ケ 法令等の遵守

本組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表

本組合は、次に示す PFI 法等に定められている考え方・手順に準じて、本事業を特定事業として選定することとする。

(1) 選定基準

本事業を PFI 法等に準じて実施することにより、事業期間を通じた本組合の財政負担の縮減を期待できる場合又は本組合の財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上を期待できるときは、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

本組合の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。

また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本組合は本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりである。

| 時 期 | 内 容 |
|---------------------------|--|
| 令和3年8月10日(火) | 実施方針の公表 |
| 令和3年8月10日(火) ～8月27日(金) | 実施方針に関する質問・意見の受付 |
| 令和3年9月10日(金) | 実施方針に関する質問の回答 |
| 令和3年9月下旬 | 特定事業の選定・公表 |
| 令和3年10月中旬 | 入札公告 入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営業務委託契約書（案））の公表 |
| 令和3年10月下旬 | 現地見学会 |
| 令和3年11月上旬 | 入札説明書等に関する質問受付（第1回） |
| 令和3年11月中旬 | 入札説明書等に関する質問回答（第1回）の公表 |
| 令和3年11月下旬 | 参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付 |
| 令和3年12月上旬 | 参加資格確認結果の通知 |
| 令和3年12月上旬 | 対面的対話確認事項及び入札説明書等に関する質問（第2回）の受付 |
| 令和3年12月下旬 | 対面的対話の実施 |
| 令和4年1月中旬 | 対面的対話議事録及び入札説明書等に関する質問回答（第2回）の公表 |
| 令和4年3月上旬 | 入札提案書類の受付 |
| 令和4年5月下旬 | 入札提案書類に関するヒアリング、審査 |
| 令和4年6月上旬 | 落札者の決定及び公表 |
| 令和4年6月中旬 | 基本協定締結 |
| 令和4年7月下旬 | 事業仮契約締結 |
| 令和4年8月下旬 | 事業契約締結 |

(2) 入札手続き等

ア 実施方針に関する質問・意見の受付

本事業への参加を希望する事業者から、実施方針に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

(a) 受付期間

令和3年8月10日（火）～令和3年8月27日（金）午後4時まで

(b) 提出方法等

① 提出先

鯖江広域衛生施設組合 管理課

② 提出方法

実施方針に関する質問・意見書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとする。なお、質問・意見書のデータはMS-Excel形式で作成することとする。

③ 電子メールアドレス

info@sabae-koikieisei.jp

(c) 回答方法

実施方針に関する質問への回答は、令和3年9月10日（金）に本組合のホームページにて公表予定とする。

(d) その他

「質問」として提出された場合であっても、本組合にて記載内容が「意見」であると判断した場合には、「意見」として取扱い、また、「質問」の内容が本事業の実施に直接関係がない場合は、回答を差し控える。

イ 特定事業の選定・公表

実施方針に関する質問・意見を踏まえ、本事業をPFI法等に準じて実施することが適切であると認めた場合、本事業を特定事業として選定し、令和3年9月下旬に公表する。

ウ 入札公告及び入札説明書等の公表

本組合は、本事業を特定事業として選定した場合、入札公告を行い、令和3年10月中旬に事業者の募集を開始する予定である。また、同日、入札説明書等を本組合のホームページ等にて公表する。

エ 現地見学会

建設予定地等に関する現地見学会を開催する。なお、具体的な日程、場所等については入札説明書等に示す。

オ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、具体的な日程、場所等については入札説明書等に示す。

カ 参加資格確認申請書類の受付、確認結果の通知

本事業の入札参加希望者に、参加表明書、参加資格確認申請書等の参加資格確認に必要な書類の提出を求める。なお、参加資格確認の結果は入札参加希望者に通知する。書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書に示す。

キ 対面的対話の実施

本事業に係る入札提案書類の受付に先立ち、本組合は入札参加者との対面的対話の実施を予定している。時期、実施場所、実施方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

ク 入札提案書類の受付

本事業に関する入札提案書類（入札書及び技術提案書）を令和4年3月上旬に受け付けける。入札提案書類の審査にあたり、本組合が必要であると判断した場合には、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

ケ 落札者の決定・公表

入札提案書類については、鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において総合的に評価を行い、最優秀提案者を選定する。本組合は、選定委員会の評価結果を踏まえ、落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、本組合のホームページ及び鯖江広域衛生施設組合管理棟正面玄関入り口の掲示板にて公表する。

(3) 事業契約の締結

本組合は、落札者との間で基本協定を締結し、事業契約内容の詳細について協議する。当該協議に基づき、落札者は、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社の形態により本事業を実施するための運営事業者を設立する。

本組合は、本事業に係る基本契約を事業者と、建設工事請負契約を建設事業者と、運営業務委託契約を運営事業者と令和4年8月に締結する。なお、建設工事請負契約については、鯖江広域衛生施設組合議会の議決を経るものとする。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）および運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。）で構成されるものとする。構成員と協力企業を総称して「構成企業」という。構成企業は構成員のみで構成することも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を明らかにしなければならない。

イ 設計・施工業務において、本組合と建設工事請負契約を締結する者は、特定建設工事共同企業体（以下「全体JV」という。）とし、全体JVの代表は、構成員とならなければな

らない。また、運営業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。

- ウ 全体JVは、「第3章 3 (2) ア 本施設の建築物の設計・施工を行う者」と「第3章 3 (2) イ 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者」を含む構成とし、本施設の建築物の設計・施工を行う者は、地元企業（鯖江市内又は越前町内に本社又は本店を有する者で鯖江市の最新の競争入札参加資格者名簿に登録されている者）を含む共同企業体（以下「建築JV」という。）を組成するものとする。全体JV、建築JVの運営形態（共同施工方式・分担施工方式）及び組成員数は任意とする。なお、建築JVを組成する者は、参加表明書の提出期限日において最新の経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が850点以上とし、うち1者は鯖江市内に本社又は本店を有する者とする。また、建築JVへの出資比率の最小限度基準は10%以上とする。
- エ 入札参加者は、「第3章 3 (2) イ (a) 焼却施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合50%超）になるものとする。また、代表企業が全体JVの代表になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- オ 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施について各々適切な役割を担う必要がある。
- カ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。
- キ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様である。
- ク 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- ケ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

※その他本組合が必要と認める入札参加者の構成等は、入札説明書等に明記する。

(2) 入札参加者の構成企業の要件

入札参加者は、本事業の設計・施工業務及び運営業務を行う者として、次のアからウの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務を兼ねることができる。

ア 本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件

本施設の建築物の設計・施工を行う建築JVを構成する者は、構成員又は協力企業とする。建築JVの代表は、次の要件を全て満たすこと。

- (a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。

- (b) 建設業法第3条第1項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (c) 本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- (d) 参加表明書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が1,000点以上であること。
- (e) 本施設の建築物と同種（ごみ焼却施設）又は類似（ごみピット等の地下構造物を含む工事）の建設工事の実績を有すること。

イ 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件

- (a) 焚却施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件

　　焼却施設のプラント設備の設計・施工を行う者は構成員（代表企業）とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、代表企業が次の要件を全て満たすものとし、他の者は構成員又は協力企業とすること。

- ① 建設業法第3条第1項の規定による「清掃施設工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 焚却施設のプラント設備の工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- ③ 参加表明書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」の総合評定値が1,200点以上であること。
- ④ 以下の施設要件のプラント設備に係る設計・施工の実績を元請として有すること。
 - ・平成23年4月1日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラータービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（流動床式焼却炉、施設規模50t/日以上かつ複数炉構成とする。）

- (b) 粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件

　　粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工を行う者は構成員とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務を担う1者は次の要件を全て満たす構成員とし、他の者は構成員又は協力企業とすること。

- ① 建設業法第3条第1項の規定による「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 粗大ごみ処理施設のプラント設備の工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- ③ 参加表明書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」の総合評定値が1,200点以上であること。
- ④ 以下の施設要件のプラント設備に係る設計・施工の元請の実績を有すること。
 - ・平成23年4月1日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、高速回転破砕機を有する粗大ごみ処理施設等

ウ 本施設の運営を行う者の要件

本施設の運営を行う者は、次の要件を全て満たす構成員とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」）を担う1者が次の要件を全て満たすものとし、主たる業務以外を担う者は構成員又は協力企業とすること。

(a) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（流動床式焼却炉、施設規模 50t/日以上かつ複数炉構成とする。）における1年以上の運転管理業務実績を有すること。なお、該当する実績がPFI又はDBO事業の場合には、当該事業に係る特別目的会社の出資者であり、かつ、当該事業の運営業務において主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」）を担っている者については、本要件を満たすものとする。

(b) 以下の全ての要件を満たす技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後最低2年間配置できること。

- ① 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有すること。
- ② 一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（流動床式焼却炉、施設規模 50t/日以上かつ複数炉構成とする。））における運転管理業務の経験を有すること。

※その他本組合が必要と認める各業務を行う者の要件は、入札説明書等に明記する。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 鮫江市の最新の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者。
- ウ 鮫江市の建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- ク 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- ケ 清算中の株式会社である事業者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- コ 国税又は地方税を滞納している者。
- サ 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者。

- (a) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (b) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - (c) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (d) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (e) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (f) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (g) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- シ 本組合が本事業に係る発注支援業務を委託している者及びかかる者と当該発注支援業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- 本事業に関し、本組合の発注支援業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。
- ・ 株式会社エイト日本技術開発
 - ・ 豊原総合法律事務所

※その他本組合が必要と認める構成企業の制限については、入札説明書等に明記する。

(4) 参加資格の確認

- ア 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3ヶ月以内とする。
- イ 参加資格確認基準日の翌日から入札日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、本組合が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- ウ 入札日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、本組合がやむを得ない事情であると判断した場合は、本組合と協議を行うものとする。
- エ 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、本組合は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本組合は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(5) 運営事業者の設立に関する要件

- ア 落札者の構成員は、事業契約の仮契約締結までに運営事業者を設立すること。
- イ 運営事業者は、会社法に規定される株式会社とし、鯖江市内又は越前町内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地については、本施設内に設置することを認める。
- ウ 運営事業者の目的は、本事業の運営業務を実施することのみであること。
- エ 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとすること。
- オ 全ての出資者は、事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、本組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

入札提案書類の審査にあたっては、学識経験者等で構成する選定委員会を設置する。

(2) 審査の手順及び方法

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、選定委員会において入札提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案者を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案者として選定する。本組合は、選定委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。詳細は入札公告時に公表する落札者決定基準に明記する。

(3) 結果の公表

本組合は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定した場合は、その結果を速やかに公表する。

(4) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとし、本組合に帰属しない。ただし、公表、展示、その他本組合がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、入札参加者の承諾がある場合に限り、本組合は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことによる起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の設計・施工及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本組合が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本組合と事業者との責任分担は、原則として別紙2に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書で明示し、最終的には、事業契約で定める。

3 事業の実施状況のモニタリング

本組合は、事業者が実施する施設の設計・施工、運営について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書で明示し、最終的には、事業契約で定める。

また、定期的なモニタリングの結果、事業者の提供する施設の設計・施工、運営に係るサービスが事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、本組合は運営業務委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

第5章 公共施設の立地及び規模に関する事項

1 公共施設の立地

| | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 所在地 | 福井県鯖江市西番町第15号11番地 |
| (2) 敷地面積 | 約1.2 ha |
| (3) 地域地区等 | |
| ア 都市計画 | 都市計画区域内 |
| イ 用途地域 | 指定なし |
| ウ 防火地域 | 指定なし |
| エ 高度地区 | 指定なし |
| オ 建ぺい率 | 60% |
| カ 容積率 | 200% |
| キ 緑化率 | 緑地面積率20%以上、環境施設面積率25%以上 |
| ク その他 | 特になし |

2 施設の規模及び概要

| 施設の種類 | 概 要 | |
|----------|-------|--|
| 焼却施設 | 処理方式 | 流動床式焼却炉 |
| | 処理能力 | 98 t /日 (49 t /24h ×2炉) |
| | 処理対象物 | 可燃ごみ、破碎可燃物、破碎不燃物（鯖江市内及び越前町内から排出されたものに限る） 下水汚泥 |
| 粗大ごみ処理施設 | 処理方式 | 粗大ごみ、不燃ごみ：破碎、選別 粗大ごみ（ふとん、畳、剪定枝等）：切断 有害ごみ（スプレー缶）：破碎 |
| | 処理能力 | 20 t /5h |
| | 処理対象物 | 粗大ごみ、不燃ごみ、有害ごみ（スプレー缶）（鯖江市内及び越前町内から排出されたものに限る） |
| 汚泥処理施設 | 処理方式 | （必要に応じ前処理後）炉内直接投入 |
| | 処理能力 | 事業者提案 |
| | 処理対象物 | 下水汚泥 |

第6章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて、本組合と事業者は、誠意をもって協議する。また、事業契約に関する紛争については、福井地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合は、本組合は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 及び (2) により本組合が事業契約を解除した場合、事業者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) (1) により事業者が事業契約を解除した場合、本組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知することにより、本組合及び事業者は、事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3 その他

本組合は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

第9章 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本組合は、事業契約の締結にあたって、建設工事請負契約の締結について鯖江広域衛生施設組合議会の議決を経るものとする。

2 情報公開及び情報提供

鯖江広域衛生施設組合情報公開条例（平成11年2月24日条例第2号）に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、本組合のホームページを通じて行う。

3 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

| | | |
|--------|---|---|
| 担当課 | : | 鯖江広域衛生施設組合 管理課 |
| 住所 | : | 〒916-0006 福井県鯖江市西番町第15号11番地 |
| T E L | : | 0778-51-2406 |
| F A X | : | 0778-51-4685 |
| 電子メール | : | info@sabae-koikieisei.jp |
| ホームページ | : | https://www.sabae-koikieisei.jp |

令和 年 月 日

鯖江広域衛生施設組合 管理者 佐々木 勝久 様

実施方針に関する質問・意見書

「鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業」の実施方針について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

| | | |
|-----|-------|--|
| 担当者 | 会社名 | |
| | 所属 | |
| | 担当者名 | |
| | 電話 | |
| | FAX | |
| | 電子メール | |

(1) 実施方針に関する質問

| No | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 総質問数 | 問 |
|----|---|-----|-----|-----|-------|------|---|
| | | | | | | 内容 | |
| 1 | 3 | 第2章 | 1 | (1) | 事業の目的 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(2) 実施方針に関する意見

| No | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 総意見数 | 問 |
|----|---|-----|-----|-----|-------|------|---|
| | | | | | | 内容 | |
| 1 | 3 | 第2章 | 1 | (5) | 事業の目的 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

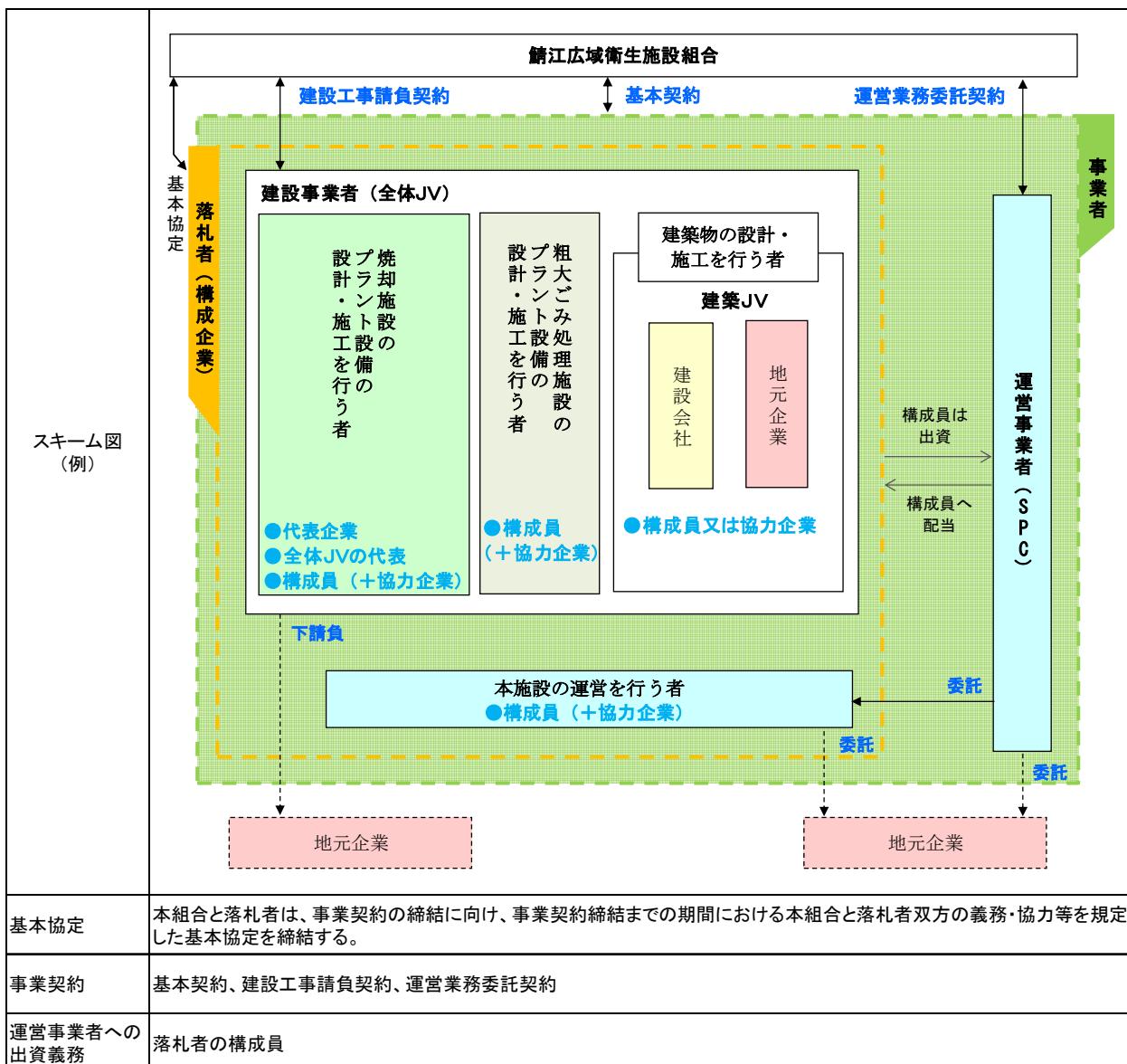
※1：質問・意見は、本様式1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。

※2：質問・意見数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No」欄及び「頁」欄等英数字を記入する際は、半角で記入すること。

※3：本様式のMS-Excelデータは、鯖江広域衛生施設組合のホームページにおいてダウンロードすることができる。

ホームページ <https://www.sabae-koikieisei.jp>

別紙1 本事業の事業スキーム（例）



別紙2 リスク分担表

| リスクの種類 | リスクの内容 | リスク負担者 | |
|--------|-------------------------------|--------|-----|
| | | 本組合 | 事業者 |
| 共通 | 入札書類リスク | ○ | |
| | 契約締結リスク | ○ | |
| | | | ○ |
| | | △ | △ |
| | 計画変更リスク | ○ | |
| | 用地確保リスク | ○ | |
| | 近隣対応リスク | ○ | |
| | | | ○ |
| | 第三者賠償リスク | | ○ |
| | 法令等の変更リスク | ○ | |
| | | | ○ |
| | 税制度変更リスク | | ○ |
| | | ○ | |
| | 許認可遅延リスク | | ○ |
| | 応募リスク | | ○ |
| | 物価変動リスク | ○ | △ |
| | | ○ | △ |
| | 事故の発生リスク | | ○ |
| | 事業の中止・遅延に関するリスク (債務不履行リスク) | ○ | |
| | | | ○ |
| | 不可抗力リスク | ○ | △ |
| 設計段階 | 設計変更リスク | ○ | |
| | | | ○ |
| | 測量・地質調査リスク | ○ | |
| | | | ○ |
| | 建設着工遅延 | ○ | |
| | | | ○ |

○主分担、△従分担

| リスクの種類 | リスクの内容 | リスク負担者 | |
|--------|---------------|--|--------|
| | | 本組合 | 事業者 |
| 建設段階 | 工事費増大リスク | 本組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大 上記以外の要因による工事費の増大 | ○ ○ |
| | 工事遅延リスク | 本組合の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延 上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延 | ○ ○ |
| | | 一般的損害リスク | ○ |
| | 性能リスク | 工事目的物、材料に関して生じた損害 要求水準の未達（施工不良を含む） | ○ ○ |
| | 受入廃棄物の質の変動リスク | 受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等 ^{注4} | ○ △ |
| 運営段階 | 受入廃棄物の量の変動リスク | 受入廃棄物の量の変動による費用上昇等 ^{注5} | ○ △ |
| | 性能リスク | 要求水準の未達 | ○ |
| | 搬入管理リスク | ごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合 上記以外の要因によるもの | ○ ○ |
| | | 本組合の指示等による運営・維持管理費の増大 上記以外（ただし、不可抗力、物価変動による場合は除く。）の要因による運営・維持管理費の増大 | ○ ○ |
| | 運営費増大リスク | 電力会社の単価変更による売電収入の変動 事業者の事由による売電収入の変動 | ○ ○ |
| | | 事業終了時における施設の性能確保に関するもの | ○ |
| | 売電収入変動リスク | | |
| | 施設の性能確保リスク | | |

○主分担、△従分担

注 1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注 2) 物価変動については、一定程度（設計・施工業務に関しては、契約約款によるものとし、運営業務に関しては 1.5%を想定。）までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本組合が負担する。

注 3) 不可抗力における 1 事業年度における費用負担については、一定程度（当該年度における運営業務委託料の 1/100 を想定）までは事業者が負担し、それ以上は本組合が負担する。

注 4) 受入廃棄物の質の変動については計画ごみ質の範囲内は事業者の負担、範囲外は本組合の負担とする。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、本組合、事業者の協議による。

注 5) 受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の 2 料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、本組合、事業者の協議による。

※ 本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に各契約書（案）等において示す。

別紙3 建設予定地

